

令和3年1月8日

兵庫県内の飲食店事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る 飲食店等に対する営業時間短縮の要請

兵庫県では、これまで県民の皆様に出外自粛を強く呼びかけるなどしましたが、年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、一刻も早くこの事態を収束させる必要があります。

そのため、県では、感染リスクが高いとされる飲酒を伴う会食による感染を防止するため、下記の通り、大阪・京都の措置に準じて、営業時間の短縮を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

| 施設 | 要請内容 |
|---|-----------------------|
| 接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） 酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等） ※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店 | 営業時間短縮 (午前5時～午後9時) |

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sengenposter.html?mode=preview>

2 実施期間

令和3年1月12日（火）～2月7日（日）【27日間】

3 要請対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

4 時間短縮営業への協力金

1日あたり4万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

お問い合わせ先

◆営業時間短縮・協力金コールセンター

T E L : 078-362-9844

受付時間：平日 午前9時～午後5時（1/9(土)～1/11(祝・月)は開設）

◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

営業時間短縮（午前5時～午後9時）を要請する施設一覧

| カテゴリー | 対 象 | 要 請 内 容 | 備 考 |
|---------------------|----------------------|------------------------------|--|
| 接待を伴う飲食店 | キャバレー | 営業時間短縮 (午前5時～午後9時) を要請 | 「接待を伴う飲食店とは」 ・・・キャバレー等の接待を伴う 飲食店が該当するものであり、この 「接待」とは飲食店の接客従事者等 によるものを意味するものでありま す。 (出典：令和2年6月4日 内閣官 房新型コロナウイルス感染症対策推 進室長 事務連絡) |
| | ダンスホール | | |
| | スナック | | |
| | ラウンジ | | |
| | ホストクラブ | | |
| | キャバクラ | | |
| | 上記以外の接待を伴う飲食店 | | |
| 酒類の提供を行う飲食店 | オーセンティックバー | | |
| | ショットバー | | |
| | スポーツバー | | |
| | ダーツバー | | |
| | カラオケバー | | |
| | パブ | | |
| | サロン | | |
| | ナイトクラブ | | |
| | ディスコ | | |
| | 上記以外の酒類の提供を行う飲食店 | | |
| 酒類の提供を行うカラオケ店 | | | |
| その他の酒類の提供を行う 飲食店 | 居酒屋 | | |
| | 大衆酒場 | | |
| | ビアホール | | |
| | 焼き鳥屋 | | |
| | 焼き肉屋 | | |
| | 上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店 | | |

※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）に協力いただいた事業者に対し、協力金を給付します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

原則、県が要請する全ての期間において時短営業に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

3 支給額

1日あたり4万円／店舗×時短営業日数

4 支給時期

時短営業を要請した期間が終了した後、給付申請を受付

5 申請に係る必要書類

② 申請書

② 運転免許証、マイナンバーカード等申請者本人確認書類の写し

③ 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

【時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

④ 確定申告書又は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し

※時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象

⑤ 飲食店営業許可証の写し

⑥ 従来の営業時間が分かる書類

⑦ 店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

⑧ 屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨ 感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

6 その他

申請方法等詳細は兵庫県HPで公表